

議案第 3 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

学校給食用米

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

5 4, 8 9 6, 4 0 0 円

4 取得に係る相手方

佐倉市寺崎 7 6 1

千葉みらい農業協同組合佐倉四街道営農センター

センター長 高 橋 正 典

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

財産の取得に係る概要

1 名称

令和7年度学校給食米購入

2 概要

令和7年度において佐倉市立小中学校34校の学校給食で使用する米の購入
(物品名称)

佐倉産コシヒカリ

(契約単価)

1キログラム当たり500円(税抜)

(予定数量)

101,660キログラム

3 契約期間

令和7年4月1日から令和7年12月26日まで